

発行所 愛媛県喜多郡 長濱町役場

印刷所 岸本印刷所

町政を聞くと會

町連合青年團

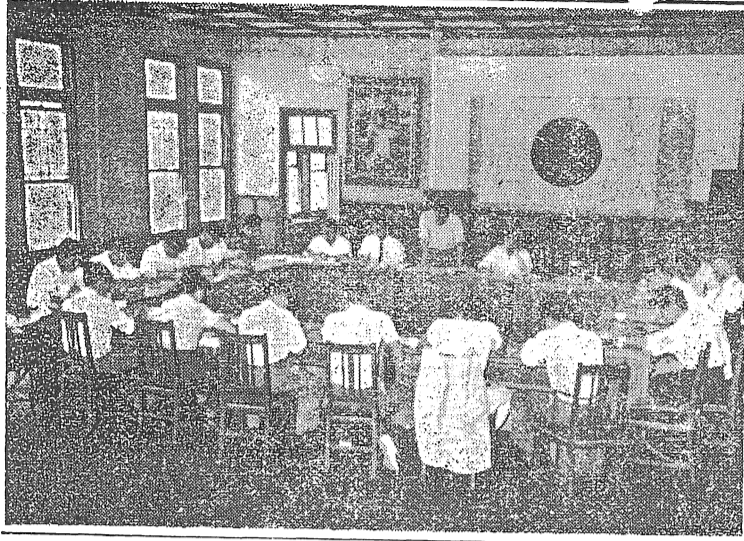
去る七月十日午前十時より町役場会議室において、長濱町連合青年團主催の町政を聞く會が開催され、青年団幹部、町側より助役、町長出張中、収入役各課長出席町財政の現状、町事業の計画、将来の町財政の在り方等それら細部にわたる質疑がなされた。主たる事項は次のようであった。

地財法の適用を受けた町財政の現状はどうか

あるから税金の二ヶ年分近い赤字をかゝえ、更に今後遂年赤字を累増する事やがて町行政に支障を来すところがあるのでは昨年五月町議会の議決を経て地方財政再建措置法の適用を受け十二月に広島銀行長浜支店から二、八〇〇万円、一月に政府から一、七〇〇万円の再建債を借り入れて、二十九年度末の赤字を一時棚上げしこれに要する利子に

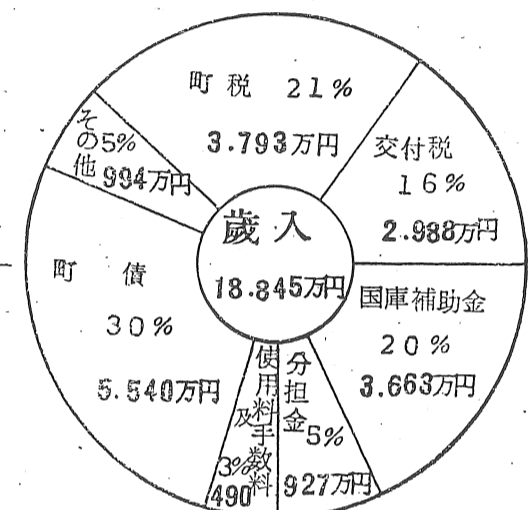
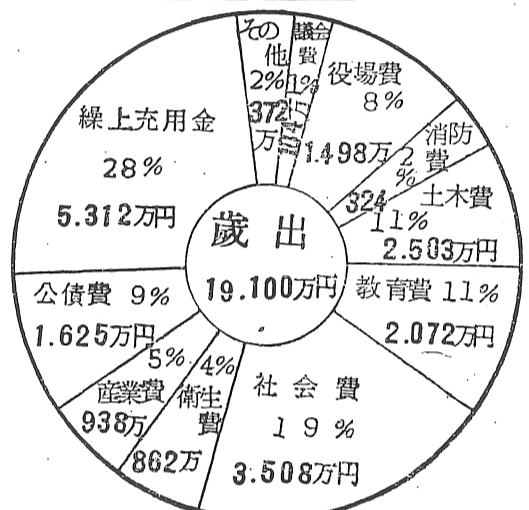
対しては年三分五厘を町が負担し、それ以上の分は政府が負担したて財政再建の事になったのであります。再建期間は十二ヶ年です。十一年度から四十二年度の間に再建債を償還するわけでありませう。

この償還金は元利合計して一ヶ年約六五〇万円を要するが、事務合理化により合併時一二七名の町職員を三七名減して現在九〇名とし人員費の節約五〇〇万円物件費その他の節約八〇〇万円合計一、三〇〇万円の財源を生み出して借入金金の償還に充て、余裕財源は、土木、産業、学校等の建設事業に充てる事とし、今後には納付赤字は出さず従来程度の行政を行う計画であります。



三十一年度の財政状況は次の様な数字となつておられます
(単位万) 計画額 実績額
収入総額 一四、九六二 一五、三三三
支出総額 一五、三三六 一四、九六二
差引額 △三七四 三七一
計画では二二八万円赤字が残る予定であったものが反対に三二一万円の黒字繰越が出来た事は極めて順調に財政が再建されつつある事の現われであります。
【注】
「只今申上げた数字と図表の数字と合わないのは図表には国民健康保険会計、直営診療所会計、公営質庫会計が含まれており、再建計画には之等特別会計が除かれておるためであります」

昭和三十一年度財政事情 算



【収入役説明】
町は国家行政の末端浸透機関であり窓口であり、また従つて財政面においても深い関連があるのは当然であります。たとへば社会福祉、衛生教育、産業行政が政府の予算によつて町村の事業その他が積極的になり或は消極的になりたり致します。然し国民はすくなく健康で文化的な最低生活権が認められておられますからこの線にそつた財政面の裏付けが必要である事は申す迄もありません。政府は最低行政水準を設ける町村に對しては地方交付税の定める所によつて交付税が毎年交付されており、本町に於ては税金収入とは同程度交付されておる実状であります。

【工場誘致によつて町の収入を計ること】
は考へていないか
【助役説明】
此の問題は町発展上特に考慮を払ふべきだと考へております。工場誘致には水が附随するもので京阪神地方の大家業家が、河川の水に對して目を付けているので自然に河川に目を付けている状態では此の機を逸せず工場を敷設する第一として、架地帯に第二の工場誘致と云ふ風に向つて行くべきだと考へます。

【町民の集りの場所】
公民館の建設についてはどう考へておられるか
【助役説明】
町民の集いの場所がないのはほんとうに残念に思ひますので寄々種々有志の間でも話題になつて居ります。敷地等を統一して七百坪提供しますが、何分目下の所が町民の皆様が切實な要望であり此の實現も第二の町政の目標として進めたいと思ひます。建設の進捗は、町政の進捗と共に進めたいと思ひます。大洲市に於けるサイレン公会堂の発議に等しく青年同士の協力を仰つて建設を進めたいと思ひます。協力を仰つて建設を進めたいと思ひます。

夏の防犯

盗犯防止

最近又盗難が多くなつてまいりました。夏は盗人が忍び込みやすい一番よい時期だと申します。暑いので窓を開けて寝たり、戸締りを忘れたりするからでしよう。次の事をよく守つて、被害にかゝらないようにならなうにしよう。

性犯罪を防ごう

夏は婦人の服装をはじめ生活は解放的となりませんが御婦人に對する暴行や「いたざら」も夏に多いようです。御注意下さい。被害を受けなうよう、次の事に気をつけましよう。

水泳事故防止十則

- ① てんかん、ひきつけを起し易い人、心臓、腎臓、脚氣、眼、耳の悪い人、病後で弱つて居る人は泳がない。
- ② 知らない場所、増水した河川、荒海、流れの早いところでは泳がない。
- ③ 泳ぎに行くときは家の人に告げて、泳ぎの上手な人と一諸に行き一人では泳がない。
- ④ 泳ぐ時に充分準備運動を行い静かに水に入る。
- ⑤ 自分の実力を過信して遠い深いところへは行かない。
- ⑥ 唇が紫色になるまで泳がない。
- ⑦ 食後はすぐ泳がない。胃がいれんを起す事がありますから一時間位して泳ぐようにする。
- ⑧ 溺れそうになつたら、大声で救いを求める。
- ⑨ 溺れているものを発見したときは、船、竹竿浮袋等で助け、飛び込んで行くのは最後の手段です。
- ⑩ 水泳が終つた時は、清水で身体をよく洗い耳の水を完全に取出しておく。

以上

新しく發足した

長浜町農業委員会

去る七月十六日執行され、長浜町農業委員会委員選挙においては第一選挙区(長浜地区)のみが投票を行ったのみで他の全地区共無投票で当選が決定した。選挙による委員の当選者は次の通り。

- 長浜地区 (定員二人)
 山下清 男(上老松) 菊地満 男(穂積)
 白滝地区 (定員五人)
 小川政巳(下須形) 三秋俊雄(柴川)
 竹内明登(戒川) 東豊(白滝)
 山下晃(柴) 宮本政重(大越)
 尚学識経験者として町議会及町内各農業協同組合並に共済組合より推薦された理事を町長において選任したる委員は次の通り。
- 大野高吉(喜多灘農協) 渡壁保(沖浦) 本田重太郎(出海) 西山利秋(大和) 久保千代(白滝) 藤井辰生(長浜共済) 末永芳明(学識経験者) 一宮亀久雄() 日野義満() 松本恒生() 後藤熊市()
- ◎注意 衛生協理事は未だ推定中。

防犯対策協議会

町内各地區に支部結成

会員は全町民で

町内の犯罪を予防し、社会秩序を維持することを目的として結成された防犯対策協議会では、今回その活動を活発ならしめるため、下部組織として町内各地區に支部を結成することとなり、七月二十三日、大和、白滝、二十四日、出海、二十五日、喜多灘、二十九日、長浜全地区で結成式を挙行政治しました。

今後はこれ等の組織のもとに燃上る地区民の防犯活動とあいまつて我等の地区より、私等の町より犯罪を追放、明るい町づくりに一般の御協力を願ひ致します。

各支部役員の方々は次の通りです。

防犯についてはどんなことでも、これらの方々に御連絡下さつて御協力下さい。

長浜夏の行事

- 八月十日 昼 県下選抜野球大会
- 八月十日 夜 夜市舞踊大会
- 八月十一日 夜 淡交会主催のお茶の会
- 八月十三日 十四日 県下選抜野球大会
- 八月十七日 郡内中学校野球大会
- 八月十八日 郡内職域野球大会
- 八月十八日 夜市 舞踊大会
- 八月三十日 十七日 各土曜日夜市には臨時バスが磯津行大和
- 大洲行臨時バスが午後十時十五分に発車する事になっていす

長浜町防犯対策協議会支部役員名簿

支部長 一般防犯部長	少年防犯部長	交通安全防止警備隊副部長
副支部長 副部長	副部長	副部長
長 浜支部 小野 季広 藤沢梅太郎 浜上 忠泰 赤穂 直城 中村 権六 堀内 貞子 大谷 仙男 夜 敏夫	大和支部 日野 義満 二宮 正直 龜田 四郎 小西 豊巳 池田 清満 河澄万四郎 佐々木和正 龜田カヲヨ 白滝支部 一宮亀久雄 東 重雄 泉 伯 大野 快真 林 日出猪 山本 平信 窪 久子 小野 善三 松田 忠重	出海支部 本田重太郎 水沼 雅高 板倉 高行 塚本 梅雄 河澄幸之助 尾上龜三郎 後藤 熊市 大谷 俊男 衣笠 武男 津田 利広 矢間 善男 中見 富隆 永田 政雄 津田 龍雄 山根カヨ子
喜多灘支部 矢間 善男 副支部長以下は未定	衛生支部 長本多賀男 副支部長以下は未定	

窓 口

戸籍手数料が 上りました

八月一日より戸籍手数料が左記の通り改正になりました。謄本、抄本及び戸籍に関する証明 一枚につき 四〇円 戸籍簿閲覧 一件につき 四〇円

町営住宅入居者 決定について

仁久地区鉄筋コンクリート住宅(第一六一号)が七月十日に空家となるので長浜地区内一般より入居申込受付を行い、七月十一日入居者選考委員会を開催、慎重審議の結果、長浜町新町、山田高雄氏を入居許可と決定した。

長浜—喜多灘間 バス開通

喜多灘地区民並に町民一同が以前より常に要望して

別府航路

長浜港寄港陳情

町長、町議会議長は大坂別府間商船航路の長浜港寄港陳情のため七月二十八日上阪した。

国民健康保険で 診療しない医師

国保の診療は愛媛県医師会と協定して、愛媛県医師会である医師と公私立病院は総て受診証を提出すれば現金を出さなくても診療が受けられることになつておりましたが、特殊な事情で国保の診療を辞退せられた医師から現金払で診療を受けねばなりません。

現在県内で保険証の使えない医師は次の通りですが、通院する際は現金払であることを御承知おきください。

新居浜市垣生町 三木 基雄

新居浜市中須賀

身体障害者の 皆さん

身体障害者に対する「パス」運賃割引証明書については昭和三十年六月一日より現行の割引証を使用して来たのでありますが、同割引証の有效期間が今年六月一日より改正されました(現行割引証は七月三十一日まで有効です)ので、今後は新しい証明書を役場又は各出張所にて受領せられて使用して下さい。

出石寺における 平和祈願祭終る

森蔵なる靈山出石寺に二市一町二千有余柱の英霊をお迎えして第二十六回合同慰霊平和祈願祭が七月十日の夏の光も強く射す七月十三日に、出石寺、八幡浜市、大洲市、長浜町共催のものに開催された。

のほろりと夜の白むころ鐘の音が四方の山々をこだまして、参拝者の来るを告ぐ午前十一時すぎ緑々とした山は白く色の人となり、神山大僧正の先導にて本尊御開帳を始めとして平和祈願祭がおごそかに且つ盛大に催された。

引続いて仁和寺、長谷教

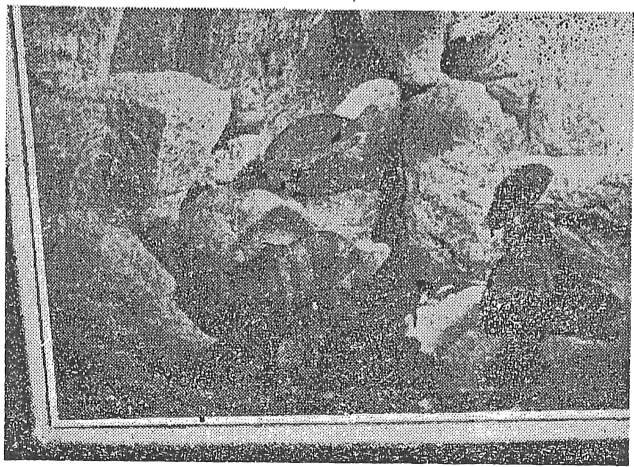
通信診療所

新居浜市金子 久米 隆夫 住友別子病院

松山市千舟町 古川 林三郎 松山市三津住吉町 松田 隆 大洲市浦町 鎌田 五郎 宇和島市桜町 宇和島市桜町 宇和島市桜町 宇和島市桜町

尚国保診療をしていないが、つた今治医師会である医師の全員が本年五月以降降保険診療を行うことになりました。

賑う長浜水族館



出生と死亡

出生 (七月届出分)

山田 正幸 三男 本庁分
 小西 京市 二男 本庁分
 久保 寛 長男 正
 新江 時行 三女 美津子
 笹田 淳二 長女 久美恵
 竹内 利徳 長男 弘治
 堀内 孝正 二女 比佐乃
 鎌田 常男 二男 修
 高木 満敏 三男 房雄
 津田 光雄 長女 恵子
 宝生八代松 三女 公子
 白井 長敏 三女 美恵子
 小森 岩喜 長女 照子
 増田 要 二女 美智代
 神内 登 長女 紀美香
 垣内 定雄 三男 久雄
 平田 三盛 三女 緑
 中田 光義 三女 伊津子
 徳田 進 六女 広
 小西 考夫 四女 淳子
 西上 治重 長女 厚美
 山本 達利 長女 京子

死亡

久保 シツ 喜多灘分
 上崎 米吉 喜多灘分
 松下 政弘 喜多灘分
 池下チドリ 喜多灘分
 小西 ムラ 喜多灘分
 河地金三郎 大和分
 菊地豊三郎 大和分
 中島ナツヨ 白滝分
 松本 菊枝 白滝分
 久保アキヨ 白滝分

十余年來の悲願達成 引揚者、遺族の補償!

八月上旬給付金の受付開始

在外財産補償問題と海外引揚者に対する処遇問題は多年の懸案となつてきたが、この程引揚者給付金等支給法の公布により給付金が支給されることになった。

これは外地に一切の財産と生活基盤を失つて本邦に引揚げ、きわめて困難な時期においてその生活の再建をはからねばならなかつたため、これら引揚者の中には今日なお生活の再起が出来ず、戦争犠牲のきびしさに苦しんでいる者が相当数ある現状にかんがみ、特別な政策的措置として支給されるものでありその概要は次のとおりである。

「引揚者の範囲及び外地の区域」

この法律では次に掲げる者を引揚者としている。

1. 終戦の日(昭和二十年八月十五日)まで引続き六月以上外地に生活の本拠をもつていた者で、終戦に伴つて発生した事態により引揚者となつた者。
2. 終戦の日以後本邦に引揚げた者。
3. 終戦の日まで六月以上外地に生活の本拠をもつていた者で、終戦に伴つて発生した事態により引揚者となつた者。
4. 終戦の日以後本邦に引揚げた者。

この場合の本邦とは「本州、九州、四国、北海道及びこれらに属する区域の諸島、並に沖繩地域、小笠原諸島」を言ひ、千島列島(歯舞群島、色丹および択捉島、国後島)は本邦外である。したがつて沖繩諸島、

活躍を期待される 社会福祉協議会

昨年八月地域社会の福祉を推進するための総合機関として長浜町社会福祉協議会が設置されているが七月八日午前九時から総会を開き昭和三十二年の事業計画について審議した。

そのうち重要なものは次の通りである。

- 一、社会調査
地域社会の問題を発見するためには調査が必要である。故に各種団体と連絡を密にして社会調査を行う。
- 二、連絡調整
公民館その他社会、社団、施設等と相互に連絡調整を図り円滑な事業の進展を期する。
- 三、弘報活動
社会福祉の活動について一般の協力を得るため弘報活動を活発に行う。
- 四、世帯更正運動
民生委員の活動を援助し資金の確保に努める。
- 五、母子福祉会の活動を助長する。
- 六、老人福祉
精力の衰へて社会の福祉に捧げつづかれた老人に快適な余生を送つて頂く事が出来る様敬老思想の啓発に努めると共に、老人相互の親睦を計るために老人会の結成を促進する。

遺族給付金は次に掲げる死亡者の遺族に支給される。

1. 終戦のため引揚者にならなかつた後、留用戦犯等のため外地に残留することを余儀なくされ引揚前に死亡した者。
2. ソ連参戦の日(外地)にあつた者でソ連の参戦によつて本邦に引揚ねばならなかつた後、終戦前外地で死亡した者。
3. 昭和三十三年三月三十一日迄に死亡した引揚者で死亡の当時二十五才以上であつた者。

この場合の遺族の範囲及び順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹等と規定してあり、兄弟姉妹等の死亡によつて遺族年金、平慰金、その他の遺族給付金を受けている場合等には支給されないことになつてゐる。

遺族給付金の額は引揚前に死亡した者の遺族に支給するものは死亡した者の昭和二十年八月十五日(前項)に掲げる者については死亡の日)における年令区分により、

十八才以上 二八、〇〇〇円
十八才未満 一五、〇〇〇円

となつてゐる。又引揚後に死亡した者の遺族に支給する給付金は死亡した者の終戦の日)における年令区分により、

十八才以上 二八、〇〇〇円
十八才未満 一五、〇〇〇円

となつてゐる。

引揚者給付金及び遺族給付金は現金では支給されず年利六分、十年以内償還される記念国債で支給される。引揚者給付金を支給するに当たつては引揚者本人の請求をまつて厚生大臣が支給権があると認定した後に支給されるものである。その事務手続は町役場を通じて請求することとなり、書類の受付開始は八月上旬になる見込である。

この場合の遺族の範囲及び順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹等と規定してあり、兄弟姉妹等の死亡によつて遺族年金、平慰金、その他の遺族給付金を受けている場合等には支給されないことになつてゐる。

遺族給付金の額は引揚前に死亡した者の遺族に支給するものは死亡した者の昭和二十年八月十五日(前項)に掲げる者については死亡の日)における年令区分により、

十八才以上 二八、〇〇〇円
十八才未満 一五、〇〇〇円

となつてゐる。又引揚後に死亡した者の遺族に支給する給付金は死亡した者の終戦の日)における年令区分により、

十八才以上 二八、〇〇〇円
十八才未満 一五、〇〇〇円

となつてゐる。

引揚者給付金等支給法説明会を開きます

左記により説明会を開催します引揚者の方は必ず最寄の会場へ出席して下さい

八月十九日午前十時 榑生出張所
八月二十日午前十時 白滝出張所
八月廿一日午前九時 長浜町役場 携行品筆記用具持参

引揚者本人が請求する場合 法定代理人の場合を含む

- ① 請求者の住所又は抄本
- ② 請求者の住所又は抄本
- ③ 請求者の住所又は抄本
- ④ 請求者の住所又は抄本
- ⑤ 請求者の住所又は抄本
- ⑥ 請求者の住所又は抄本
- ⑦ 請求者の住所又は抄本
- ⑧ 請求者の住所又は抄本
- ⑨ 請求者の住所又は抄本
- ⑩ 請求者の住所又は抄本
- ⑪ 請求者の住所又は抄本
- ⑫ 請求者の住所又は抄本
- ⑬ 請求者の住所又は抄本
- ⑭ 請求者の住所又は抄本
- ⑮ 請求者の住所又は抄本
- ⑯ 請求者の住所又は抄本
- ⑰ 請求者の住所又は抄本
- ⑱ 請求者の住所又は抄本
- ⑲ 請求者の住所又は抄本
- ⑳ 請求者の住所又は抄本

引揚者本人が請求する場合 法定代理人の場合を含む

- ① 請求者の住所又は抄本
- ② 請求者の住所又は抄本
- ③ 請求者の住所又は抄本
- ④ 請求者の住所又は抄本
- ⑤ 請求者の住所又は抄本
- ⑥ 請求者の住所又は抄本
- ⑦ 請求者の住所又は抄本
- ⑧ 請求者の住所又は抄本
- ⑨ 請求者の住所又は抄本
- ⑩ 請求者の住所又は抄本
- ⑪ 請求者の住所又は抄本
- ⑫ 請求者の住所又は抄本
- ⑬ 請求者の住所又は抄本
- ⑭ 請求者の住所又は抄本
- ⑮ 請求者の住所又は抄本
- ⑯ 請求者の住所又は抄本
- ⑰ 請求者の住所又は抄本
- ⑱ 請求者の住所又は抄本
- ⑲ 請求者の住所又は抄本
- ⑳ 請求者の住所又は抄本

遺族給付金請求書類について

遺族給付金請求書類について

1. 請求書類(一部)は居住地の町役場へ提出すること。
2. 引揚者であることを証明する書類には次に掲げるようなものが考えられるので準備しておくこと引揚証明書、官公署の証明する履歴書、外地における出生、寄留等の記事がある戸籍書類、通信文書、外地において受託がある預貯金通帳、持帰り証券等の預り証、引揚者保護物資配給証明書、市町村長が発行した引揚者転入又は外地移住による転出に関する証明書、外地における学校等の卒業証書、外地関係の団体、会社等が当時発行した外地居住、引揚、身分等を証明する書類その他。

出生	死亡
米田 三郎 長女 久代	鎌田 サヲ 本庁分
松本 繁康 長男 信一	小川 トヨ 本庁分
津田 泰利 長男 真利子	小川 サキ 本庁分
矢野 隆男 三男 雅信	美野 タマ 本庁分
東 正一 三女 安江	木村 ミチエ 本庁分
城戸 照雄 長男 謙一	境 マサ 本庁分
天川 照通 長男 謙一	高橋 熊市 本庁分
村橋 忠男 長男 忠和	清水喜美蔵 本庁分
山本 周作 二男 浩二	石川 新藏 本庁分
兵頭 進 三男 進治	山城市重郎 本庁分
東山 豊 四男 弘孝	山城市重郎 本庁分
堀部 道夫 三男 齋	山城市重郎 本庁分
山下 照義 四男 安弘	山城市重郎 本庁分
門口 隆一 二女 加代	山城市重郎 本庁分
武田 春男 長女 明美	山城市重郎 本庁分
菊岡 正人 二女 幸子	山城市重郎 本庁分
宇都宮 要三 長男 幸男	山城市重郎 本庁分
二宮 理 長男 勝義	山城市重郎 本庁分
菊地 茂 二女 安子	山城市重郎 本庁分
小西 龍雄 長女 真由美	山城市重郎 本庁分
中田 利久 三女 洋子	山城市重郎 本庁分
奥野 義矩 長男 恭也	山城市重郎 本庁分
東村 純雄 長女 陽子	山城市重郎 本庁分

